

第127回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和8年6月26日(金曜日)

出席議員 (14名)	1番	重田直人	2番	野村尚史
	3番	田村栄子	4番	山本康則
	5番	森脇裕和	6番	高見寛治
	7番	大内将広	8番	千種和英
	9番	小林裕和	10番	廣利一志
	11番	金谷英志	12番	山本幹雄
	13番	平岡きぬゑ	14番	加古原瑞樹
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
	書 記	清 水 敏 幸		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	江 見 秀 樹	副 町 長	森 下 守
	教 育 長	大 森 一 繁	総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課長	時 政 典 孝	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	大 上 崇	住 民 課 長	福 岡 真 一 郎
	健康福祉課長	間 嶋 節 夫	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課長	山 西 宏 明
	上月支所長	大 上 千 佳	南 光 支 所 長	豊 岡 敏 弘
	三日月支所長	稲 田 俊 美	会 計 課 長	高 見 浩 樹
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠	生涯学習課長	寺 本 保 彦
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1．議案第 58 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2．議案第 62 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3．議案第 67 号 工事請負契約の締結について（さよう文化情報センター舞台照明設備 LED 化改修工事）
- 日程第 4．閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 5．議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（加古原瑞樹君） おはようございます。皆様には、おそろいでご出席を賜り、御苦労さまでございます。

今期、定例会も最終日を迎えることとなりました。議員各位には、本日も、適切、妥当なる結論が得られますよう、慎重審議をお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは、日程に入ります。

日程第 1．議案第 58 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（加古原瑞樹君） まず、日程第 1、議案第 58 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について、委員長報告を議題とします。

本案件については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

大内将広、総務常任委員長。

〔総務常任委員長 大内将広君 登壇〕

総務常任委員長（大内将広君） おはようございます。

総務常任委員会の付託された案件を説明させていただきます。

第 127 回定例会において、総務常任委員会に付託された議案第 58 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についての審査結果について、報告します。

令和 8 年 6 月 10 日、水曜日、午前 9 時半から午前 10 時 20 分まで、役場第 1 庁舎西館 3 階議員控室で、本案件について、審査を行いました。

本委員会の出席者は、総務常任委員 7 名と、町長、副町長、総務課長、税務課長、税務課徴税対策室長。事務局から、局長、室長、係長であります。

冒頭、当局の税務課長から追加説明がありました。

本条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律に伴い、佐用町税条例の一部を改正するもので、主な、改正項目は 4 点です。

①点目は、ふるさと納税における寄附金控除の特例控除に上限を設ける改正。該当する条項は、第 34 条の 7 になり、現行の法律は、ふるさと納税の特例控除は個人住民税の 2 割が上限で、所得が高いほど税額控除の限度額が高くなり、公平性の観点から課題が指摘されていた。本改正で、特例控除の上限額が個人住民税所得割の 2 割、又は 193 万円のいず

れか低い額とする改正の上限額が設けられた。例えば、町県民税の所得割が 193 万円以上の納税者は、給与収入で言いうと、おおむね 1 億円を超える方で、令和 7 年中においては、193 万円を超えるふるさと納税の方はいない。施行日は、令和 10 年 1 月 1 日となる。

②点目は、個人の町県民税に係る「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」の提出に関する改正です。該当する条項は、第 36 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号から第 3 号になり、所得税法の改正により、基礎控除額が引き上げられ、年金に対する所得税の源泉徴収が必要な対象額にも改正が加えられた。源泉徴収に必要な年間支給額は 65 歳未満の方で 108 万円から 155 万円へ。65 歳以上で 158 万円から 205 万円に引き上げられた。しかし、町県民税の基礎控除は改正されないため所得税は課税されないが町県民税は課税になるケースが増えることが予測される。そこで年金所得の源泉徴収が不要な受給者、例えば、65 歳以上で 205 万円未満の方は、公的年金受給者の扶養親族等申告書を提出する際に、所得税申告には必要ないが、町県民税の申告のための事項、例えば、扶養、障害などの所得控除の情報を申告する必要性が生じる。源泉徴収が不要な受給者の方には、年金事務所等から公的年金等受給者の扶養親族等申告書の用紙が送付されないことがあるため、受給者本人がホームページからダウンロードするなどの方法で用紙を入手して送付する必要がある。この点においては、来年の申告相談に向けて、年金受給者の方を対象に重点的にお知らせをする予定で、令和 7 年中の源泉徴収が不要となる対象者は 65 歳未満の方 221 人から 237 人へ。65 歳以上の方 3,914 人から 4,782 人増加する見込みとなる。施行日は、令和 9 年 1 月 1 日となる。

③点目は、固定資産税の免税点を変更する改正です。現在の免税点は土地が 30 万円、家屋が 20 万円、償却資産が 150 万円となっている。今回の改正は、土地については 30 万円で据え置かれ、家屋が 30 万円、償却資産が 180 万円に、それぞれ引き上げられる。現在の免税点は、平成 9 年に改正されて以来、29 年間据え置かれていたため、その間の物価上昇が考慮されたものとなった。土地の免税点の引上げが見送られたのは、物価に対して、地価は下げ止まったままの現状が反映されたものになった。

令和 8 年 1 月 1 日において、改正により、新たに免税点以下となる対象者、評価額 20 万円以上 30 万円未満の家屋 298 人、税額が 103 万 2,857 円。150 万円以上 180 万円未満の償却資産 25 人、57 万 4,700 円となり、合わせて 160 万円ほどが減収となる見込みで、施行日は、令和 9 年 4 月 1 日となる。

④点目は、特定暗号資産の譲渡所得に係る個人町県民税の課税の特例を定めるもの。該当する条項は附則第 19 条の 3。金融商品取引法及び資金決済に関する法律の改正に併せて、特定暗号資産の譲渡所得に対する申告区分を変更する。従来、特定暗号資産に係る譲渡所得は、総合課税で申告されていたが、分離課税に分類されることにより、税率が軽減されると共に、取引に係る損失の繰越しが可能になるなどのメリットが生じることになる。施行日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の 1 月 1 日となる。

この 4 点以外に、附則 17 条の 2。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の町県民税の課税の特例で、地方公共団体や住宅供給公団、または、一定の建築業者が行う一定の計画性を持つ宅地造成事業に対して土地を譲渡した場合、その譲渡所得に対する税率が軽減されている。今回、この軽減対象から地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域内にある土地の譲渡を排除する条項が追加されたが、佐用町には、こういった宅地造成計画がしばらくないため、特例が適用になったケースはない。施行日は、令和 10 年 1 月 1 日となる。

その他の改正は、特例の延長及び項ズレを修正するものと、当局の追加説明がありました。

当局の説明が終わった後、質疑に入りました。

質疑として、ふるさと納税における寄附金控除の特例控除の上限を設けるという改正について、ふるさと納税をする人が増えることで、町に入る税金が他の自治体に移行するとか、中間業者に税金が移行するとか、そういう課題も指摘されてきているのが、佐用町では、具体的にどういう影響があるのか、具体的に教えてほしい。答弁として、佐用町のふるさと納税の寄附金額は、令和7年度中、1,639万円ほど。町民の方が、他市町へふるさと納税した寄附額は2,814万ほどです。単純な差し引きはできませんが、町県民税の額としては1,108万円程度の影響を受けます。また、ポータルサイト等の業者の手数料についてですが、全ての経費はルール上、返礼品を含めて寄附額の5割以下で運用しないといけないルールがあります。返礼品は3割以内となっていて、残り2割の範囲内で中間業者手数料、郵送料、役場の事務手数料、事務に関する事務費を支払うことになる。

次の質疑として、今回の改正によって、1億円を超える収入のある人の上限額を決めたわけだが、佐用町が受ける影響はあるのか。答弁として、昨年、上限の193万円をふるさと納税でされた方はなく、これ以降も、この法令ができて、そこまでに抑える方が大半なので、特に変わらないということでした。

次の質疑として、個人の町県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出に関する改正の当局の説明の中で、対象者に広報、防災無線放送、ホームページによる周知の話があったが、それだけで、その対象者に徹底できるのか。対象者に通知を送るなど、丁寧な対応が必要でないか。答弁として、総勢で5,000人ほどになり、時期的に年金事務所から、佐用町へ年金のデータが来るのが、申告にギリギリになるため、かなり大変かなという気がする。1つの案として、昨年度の年金受給者の方を対象に、この時期に発送する方法が考えられる。その場合、60歳になられる方をどうするか。一律で送ってしまう方法、そのあたりを検討するとのことでした。

次の質疑として、固定資産税の免税点を変更する改正について、空き家が増大をしているという現状で、今後、さらに増える可能性があるが、今回の改正により、影響が大きくなるのではないかと。

答弁として、家屋の評価額は、年数がたつと下がる。年数は決まっており、通常の木造家屋で25年経過すると評価額は横ばいになるため、規模、大きさによるが一般的な家として30万円以内に下がることは、あまり考えにくいとのことでした。

以上で、質疑を終結し、討論はなし。

議案第58号を採決した結果、挙手全員で、本案件は原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

議長（加古原瑞樹君） 委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより、議案第58号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 62 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 2、議案第 62 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、委員長報告を議題とします。

本案件については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。森脇裕和、産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 森脇裕和君 登壇〕

産業厚生常任委員長（森脇裕和君） それでは、第 127 回佐用町議会定例会産業厚生常任委員会に付託された案件の審査報告をさせていただきます。

議案第 62 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についての 1 件であります。

審査日時は、令和 8 年 6 月 11 日、木曜日、午前 9 時 30 分に開会し、午前 9 時 47 分に終了しました。

場所は、役場第 1 庁舎西館 3 階議員控室で行いました。

本委員会に出席を求めた者は、委員全員と町長、副町長、総務課長、住民課長、住民課年金・保険室長、同室主事。事務局より、局長、室長、係長であります。

議案第 62 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、当局より追加説明を受けました。

まず、改正の趣旨としては、国の年金改定に伴い、福祉医療費助成制度における所得判定基準額が改定されるのにあたり、兵庫県が福祉医療の要綱の改正を行う。本町においても、これに準拠し、基準額を見直すものである。

次に、改正の内容については、低所得者等の所得判定基準額を現行の 80 万 9,000 円から 82 万 6,500 円に引き上げるというもので、対象となるのは、条例第 2 条第 18 号に規定する所得を有しない者の判定。第 2 条第 19 号に規定する低所得者の判定。及び、第 4 条第 1 号に規定する所得による支給制限。それぞれに関するものである。当該福祉医療費助成制度では、低所得者等の区分に該当すると、医療機関を受診した際に自己負担額の上限が低く抑えられる仕組みになっている。

区分の判定については、国民年金の支給額がベースとなっており、現在の判定基準額は、令和 6 年の年金支給額である年間 80 万 9,000 円となっている。この年金の額については、国民年金法に基づき、毎年、改定が行われており、令和 7 年の年金支給額は 82 万 6,500 円となっている。このため、現行の判定基準額のままでは、低所得者等の区分から外れてしまう者が発生するため、兵庫県においては、福祉医療費助成事業実施要綱等の改正が行われる。これを受け、本町においても基準額を引き上げるものである。

改正の理由として、まず、住民の不利益回避が挙げられる。低所得者等の区分から外れ、医療費の自己負担上限額が増加することを防ぐためである。

次に、制度の整合性維持である。県要綱との整合性を図り、町民が不利益を被ることのないよう公平な運用を維持するための改正である。

施行期日については、令和8年7月1日施行とするものであるとの説明がありました。質疑に入りました。

このたびの改定で、高齢期移行者については、年金受給者ということだが、現在の高齢期移行者の人数。また、この改定による対象者は何人ぐらいになると見込んでいるかとの質疑があり、高齢期移行者の現在の受給者数は3月末現在で31名となっている。このたびの改正により影響を受けるものはないとの答弁がありました。

高齢期移行者とは、具体的に、どういうものかとの質疑があり、高齢期移行者とは、一部の後期高齢者医療制度の適用者を除く年齢が65歳から69歳の者で、かつ町民税非課税世帯の者が区分1に該当し、その上で、年金収入を加えた所得が82万6,500円以下で、かつ要介護2以上の者が区分2に該当するとの答弁がありました。

今まで対象となっていた者が、医療制度の対象から漏れることはないかとの質疑があり、今まで対象となっていたが、年金が上がったことのみによって、対象から外れることがないように措置するための改正であるとの答弁がありました。

ここで、町長から補足の説明があり、高齢期移行者だけでなく、このたびの金額の改定は、重度障害者、乳幼児等、母子家庭、父子家庭並びに遺児、この部分の低所得者判定にも、この金額は同じように上げて、今まで、対象になっていた方が外れないようにするとの補足がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論はなく、採決は、全員賛成。

よって、議案第62号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

以上、産業厚生常任委員会に付託されました案件についての報告とします。

議長（加古原瑞樹君） 委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないので、これで本案件についての討論を終結します。

これより、議案第62号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可

決されました。

日程第 3．議案第 67 号 工事請負契約の締結について（さよう文化情報センター舞台照明設備 LED 化改修工事）

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 3 に入ります。

議案第 67 号については、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

それでは、議案第 67 号、工事請負契約の締結について、さよう文化情報センター舞台照明設備 LED 化改修工事を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。はい、江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 67 号、さよう文化情報センター舞台照明設備 LED 化改修工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

さよう文化情報センターは、平成 13 年の竣工からすでに 25 年が経過しておりますが、ホールの舞台照明及び客席照明設備につきましては、これまで改修を行っておらず、長年の使用により設備の老朽化が進んでおります。

このたび、これらの設備を一新することで、施設の長寿命化・省エネルギー化・並びに引き続き安全な舞台運営の確保に努めたいということで計画をいたしております。

改修内容でございますが、まず、ホールの舞台照明設備及び客席の照明設備の更新するのに併せまして LED 化を図ってまいります。

また、老朽化をしております舞台調光装置及び舞台袖の操作パネルについても更新を行いたいと考えております。

また、その他、照明操作卓につきましても、操作性・メンテナンス性の向上と、外部からの持込機材との互換性に優れた利便性の高い装置に更新をしようとするものでございます。

一方で、限られた事業費を最大限に有効活用していくため、全ての設備を丸ごと更新するのではなくて、今後も使用可能な設備、あるいは作業灯などは継続利用して、コスト削減も図っていく計画といたしております。

次に、工期でございますけれども、契約の日から令和 9 年の 3 月 12 日までを予定をいたしております。

着工後は、年末までに舞台照明機器などの製造を行って、実際の、その現場での工事と言いますのは、利用者への影響を最小限に抑えるため、最も、年間でもホールの利用が少ない時期であります冬場の 1 月中旬から 2 月末までの 1 か月半程度の期間を現地での施工期間として予定をいたしております。

契約の方法につきましては、当ホール建設当時の照明設備施工業者であり、舞台設備、

配線状況、及びシステムの特性を最も熟知している現在の保守点検委託業者でもある事業者との随意契約によるものでございます。

工事費は1億6,445万円で、うち、消費税額は1,495万円でございます。

契約の相手方は、大阪市北区天満2丁目12番16号、株式会社松村電機製作所関西支店支店長の富山博司（とみやま ひろし）氏に決定をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、金谷議員。

11 番（金谷英志君） 町長、今の説明で、随意契約された、当初、建設当初の業者だということで、メンテナンスも、ずっと行っている。熟知しておられるということですがけれども、それは、分かるんですけど、ほかの業者として、競争を図る上でも、そのほかの業者とか、そういうふうな検討はされたんでしょうか。

〔生涯学習課課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 寺本生涯学習課長。

生涯学習課長（寺本保彦君） はい、お答えいたします。

今回、その他の業者との価格比較は行っておりません。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 金谷議員。

11 番（金谷英志君） 町長が、今、提案説明されたのは、してないとは分かるんですけども、それまでに、ほかの業者でもやれるというような、その競争性で価格を下げる面でも、そういうふうな検討はされたんでしょうかということです。していないのは、分かるんですよ。随意契約されているんですから。はい。

〔生涯学習課課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 寺本生涯学習課長。

生涯学習課長（寺本保彦君） お答えいたします。

今回は、今回の工事の妥当性ということだと思いますけども、まず、工事費の算出につ

きましては、現保守業者であります松村電機製作所と、工事の協議、あと現場確認なども一緒に行いまして、見積もりを徴収して決定しております。

打合せを行ったわけなんですけども、打合せでは、複数の製品を比較検討もしまして、必要最低限のものを選定するなどの価格抑制にも努めてきております。

また、実際に、双方で現場の、ホールの中の現場の立ち会いをさせていただきまして、劣化が少なく、改修が回避できる箇所については、既存の設備を利用するなどの対応も行っております。

また、見積もりを出していただく際になんですけれども、本町の状況、本町の財政状況なども加味していただきながら、値引き交渉も数回、価格交渉も行っておりまして、その結果、非常に無理をしていただいたと思いますけども、こちらとしても納得できる価格というような形で見積もりをいただいております。

近年の原材料費、人件費の高騰の分もありますので、大分、業者のほうにも無理をしていただいております。

確かに、入札、業者との価格比較というのも、当然、大事だというふうには考えておりますが、こちらとしては、まずは価格だけではないというふうにも考えております。

価格だけでは、結果的に、よい施工とならない可能性というのも、こちらは危惧しております。しっかりとした施工と、あと工事が終わった後の円滑なホール運用、こちらのほうを重要視して、業者決定をしておるといった状況でございます。以上でございます。

議長（加古原瑞樹君） はい、よろしいでしょうか。

11 番（金谷英志君） はい。

議長（加古原瑞樹君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより、議案第 67 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 67 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 4、閉会中の常任委員会所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定しました。

日程第5．議員派遣について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第5、議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。
なお、派遣の内容等に変更が生じた場合は、議長に一任、お願いします。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

議長（加古原瑞樹君） 以上をもちまして、本日の日程は、終了しました。
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。
よって、第127回佐用町議会定例会は、これをもちまして閉会いたします。

午前10時02分 閉会

議長挨拶

議長（加古原瑞樹君） 閉会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。
皆さん、お疲れさまでした。改選後、初めての定例会ということで、新人議員の皆さん、また、私も議長として初めて挑む定例会ということで、かなり緊張しましたがけれども、皆さんのご協力によりまして、何とか終了することができました。本当に、ありがとうございます。
これから、ますます暑い日が続きます。また、今日は、台風が2つも近づいているということで、大変、大水等懸念される状態にはなっております。
また、閉会中の事務調査等、お忙しい状態になると思いますけれども、今後も体調等を十分留意していただきまして、議員活動に努めていただきたいというふうに思います。
本当にお疲れさまでした。
それでは、町長、挨拶をお願いします。

はい、江見町長。

町長挨拶

町長（江見秀樹君） はい、失礼いたします。

閉会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

まずは、今議会に上程をさせていただきました議案全て慎重にご審議をいただいた上で、原案どおり可決をいただきましたことを、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

先ほど、議長、おっしゃったとおり、今6月議会は、新しい議員さんというか、4月の選挙以降、初めての定例議会ということになりました。議長、副議長、そして、各委員会の正副委員長の皆さん等、新たな議会体制にもなりまして、議員の皆様も緊張感を持って臨まれたということだと思いますけれども、当局側も4月の人事異動で初めて、この議会に、定例会に臨んだ課長等もおります。

今日、最終日、閉会を迎えて、少しホッとしている。安堵している職員もおるのではないかというふうに思います。

さて、先般、消防団の西播磨の操法大会がございまして、こちら重田議員もいらっしゃいますけれども、選手として佐用第1機動分団が出場をいただきました。3月の座学から始まって、長期間の練習にわたって、努力いただいて、大会のほうでは、残念ながら結果としては、入賞という形にはなりませんでしたが、やはりこれ、取り組んだ過程というものが非常に大事だと思います。選手は、もちろんですけども、たくさんの団員が関わっていただきました。その操法を見ることで、また、技術も上がっているのではないかというふうに思います。本当に、たくさんの団員の方のご尽力に感謝を申し上げたいと思います。

また、6月議会、今日で閉会ということですが、台風も過ぎ去りますと、いよいよ7月ということで、毎年恒例、夏の風物詩のひまわり祭りも始まります。地域の方、また、出店いただける方、それから、職員の皆さん頑張っております。今年も、ぜひ、きれいな花が咲くように祈念申し上げますと共に、ぜひ議員の皆様も一度会場には足をお運びいただきますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

議長（加古原瑞樹君） ありがとうございました。これにて終了といたします。